

■ 給水料（神戸市船舶給水条例別表）

給水の種別	料 金
運 搬 給 水	1 外航船舶
	1 隻 1 回につき、次の料金の合計額
	(1) 基本料
	ア 水量 30 立方メートルまで 18,450 円
	イ 水量 30 立方メートルを超える分
	水量 1 立方メートルにつき 615 円
	(2) 運搬料
	ア 基本料金
	(ｱ) 防波堤内 30,000 円
	(ｲ) 防波堤外
	55,000 円
	(ｳ) 港湾区域外
	300,000 円。ただし、第 1 関門、第 2 関門又は第 3 関門からの距離が
	10 キロメートルを超える区域については、300,000 円に当該超える距
	離 1 キロメートルにつき 30,000 円を加算した額とする。
	イ 割増料金
	(ｱ) 時間外 基本料金の 5 割増
	(ｲ) 深夜及び休日 基本料金の 10 割増
	2 1 以外の船舶
	1 隻 1 回につき、次の料金の合計額
	(1) 基本料
	ア 水量 30 立方メートルまで 20,295 円
	イ 水量 30 立方メートルを超える分
	水量 1 立方メートルにつき 676 円 50 銭
	(2) 運搬料
	ア 基本料金
	(ｱ) 防波堤内 33,000 円
	(ｲ) 防波堤外
	60,500 円

運 搬 給 水	(ウ) 港湾区域外 330,000 円。ただし、第 1 関門、第 2 関門又は第 3 関門からの距離が 10 キロメートルを超える区域については、330,000 円に当該超える距離 1 キロメートルにつき 33,000 円を加算した額とする。 イ 割増料金 (ア) 時間外 基本料金の 5 割増 (イ) 深夜及び休日 基本料金の 10 割増
一般岸壁給水	1 外航船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量 30 立方メートルまで 18,450 円 (イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき 615 円 イ 作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。） (ア) 時間外 給水時間 30 分につき 5,000 円 (イ) 深夜及び休日 給水時間 30 分につき 10,000 円 (2) 第 4 条の 2 第 2 項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき 515 円 2 1 以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量 30 立方メートルまで 20,295 円 (イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき 676 円 50 銭 イ 作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。） (ア) 時間外 給水時間 30 分につき 5,500 円 (イ) 深夜及び休日 給水時間 30 分につき 11,000 円 (2) 第 4 条の 2 第 2 項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき 566 円 50 銭

特定岸壁給水	1 外航船舶	
	(1) 1月につき水量 30 立方メートルまで	17,250 円
	(2) 水量 30 立方メートルを超える分	
	水量 1 立方メートルにつき	575 円
	2 1 以外の船舶	
	(1) 1月につき水量 30 立方メートルまで	18,975 円
	(2) 水量 30 立方メートルを超える分	
	水量 1 立方メートルにつき	632 円 50 銭
自動販売機給水	水量 1 立方メートルにつき	467 円 50 銭
自用船舶給水	1 外航船舶	
	水量 1 立方メートルにつき	375 円
	2 1 以外の船舶	
	水量 1 立方メートルにつき	412 円 50 銭

■自動販売機による一定量給水料金 (神戸市船舶給水条例施行規則別表第2)

自動販売機の設置場所	1 回の給水量	給水 1 回あたりの料金
(1) 神戸市中央区新港東ふ頭先端	214 リットル	100 円
(2) 神戸市兵庫区兵庫ふ頭西基部		